

一般社団法人日本家政学会関東支部役員選出に関する申し合わせ

この申し合わせは、支部役員が一部の会員に偏ることのないようにするために、人材を多くの大学、短大、会社等から広く求め、且つ、学会の活性化をはかることを基本として制定する。

(目 的)

1. この申し合わせは、一般社団法人日本家政学会関東支部規約第8条に定める支部役員の選出、並びに、一般社団法人日本家政学会代議員及び理事候補者選出規程に定める関東支部選出の理事候補者と代議員の選出につき必要事項を定める。

(選挙人)

2. この申し合わせで定める選挙人は、支部役員改選選挙実施年度の6月末日現在において、関東支部に所属する正会員とする。

(被選挙人)

3. この申し合わせで定める被選挙人は、支部役員改選選挙実施年度の6月末日現在において、関東支部に所属する正会員でなければならない。

(支部長候補者の選出)

4. 1) 支部長候補者は、原則として現職があり、役員会に毎回出席可能な者とする。
- 2) 支部長候補者の年齢は、65歳までを目途とする。
- 3) 支部長候補者の被選挙人として、支部役員経験者の中から3名程度を支部役員会において選出する。
- 4) ただし、一般社団法人日本家政学会の会長、副会長、関東支部長の経験者は被選挙人とならない。
- 5) 支部正会員による選挙を実施し、1位の者を支部長候補者とする。
- 6) 2名の副支部長は、次期支部長が選挙で選出された支部幹事候補者の中から指名し、支部役員会の承認を受ける。

(支部幹事候補者の選出)

5. 1) 支部幹事候補者は、原則として現職があり、役員会に毎回出席可能な者とする。
- 2) 支部幹事候補者の年齢は、60歳までを目途とする。
- 3) 支部幹事候補者は、支部役員会のメンバーとして支部活動を支えることができるものとする。
- 4) 支部幹事候補者の被選挙人の選出にあたっては、支部役員会において役員改選選挙実施年度の6月末日現在の県別の会員数から1都9県の被選挙人の配分数を決め、選出する。
- 5) ただし、被選挙人の所属している団体(大学、短大、会社、他)の所在地、および居住地を考慮し、

研究領域および所属の偏りが生じないように注意する。

6) 支部役員会において選出された約55名の被選挙人について支部正会員による選挙を実施し、21位までの候補者に、次期支部長候補者が研究領域および所属機関所在地の偏りの是正等のために指名する4名以内を加えて支部幹事候補者とする。

(支部監事候補者の選出)

6. 1) 支部監事候補者は、原則として現職があり、役員会に毎回出席可能な者とする。

2) 支部監事候補者は、65歳までを目途とし、支部役員経験者とする。

3) 支部監事候補者の被選挙人は、支部幹事候補者の被選挙人と重複しない。

4) 支部役員会において選出された約5名の被選挙人について支部正会員による選挙を実施し、2位までの候補者をもって支部監事候補者とする。

(理事候補者の選出)

7. 1) 本項における理事候補者とは、学会定款第22条第1項(1)の理事から、会長、副会長を除いた理事の選出のために、関東支部で選出する理事候補者をいう。(一般社団法人日本家政学会役員選出規程第5条第1項)

2) 理事候補者は、本部委員会委員、または支部役員を2期以上経験した者とする。(一般社団法人日本家政学会代議員及び理事候補者選出規程第5条第2項)

3) 理事候補者は、代議員を兼ねることができない。(一般社団法人日本家政学会代議員及び理事候補者選出規程第5条第3項(2))

4) 本部の会長、副会長、監事経験者は理事候補者とししない。

5) 本部が大会時に招集する関連学会の学会長と併任することが明らかな場合は理事候補者とししない。関連学会とは、日本家庭科教育学会、日本農芸化学会、日本栄養・食糧学会、日本調理科学会、日本繊維製品消費科学会、日本消費者教育学会、日本保育学会、日本農学会、日本油化学会、繊維学会の以上10学会を指す。

6) 理事候補者の数は、算定定数(18名)に前年度末の学会正会員総数に対する支部正会員数の比率を乗じた数とする。(一般社団法人日本家政学会代議員及び理事候補者選出規程第5条第3項(1))

7) 理事候補者のうち1名は、本申し合わせ4で選出された支部長とする。

8) 支部役員会において選出する理事候補者の選出のための被選挙人の数は本部で定められた関東支部への割当定数の約2倍とする。

9) 被選挙人について支部正会員による選挙を実施し、本部で定められた定数をもって理事候補者とする。

(代議員の選出)

8. 1) この申し合わせにおける代議員とは、関東支部から選出する代議員をいう。

2)代議員は、本部役員を兼ねることができない。(一般社団法人日本家政学会代議員及び理事候補者選出規程第3条第2項(3))

3)支部の代議員数は、算定定数(概ね正会員 50 人の中から 1 人の割合)に前年度末の正会員総数に対する支部正会員数の比率を乗じた数とする(端数は四捨五入)。(一般社団法人日本家政学会代議員及び理事候補者選出規程第3条第2項(1))

4)本部から提示された代議員の定数を支部別の会員数により比例配分する。

5)代議員の選出にあたっては、支部会員の所属している団体の所在地、および会員の居住地を考慮し、研究領域および所属の偏りが生じないように注意し、支部幹事経験者および本部の各種委員経験者を中心に支部役員会において代議員被選挙人を選出する。

6)本部の会長、副会長、監事経験者は代議員としない。

7)支部選挙管理委員会は、代議員候補者を受け付け、立候補者を代議員候補者に加えなければならない。(一般社団法人日本家政学会代議員及び理事候補者選出規程第3条第2項(4))

8)支部役員会において選出された約45名の代議員被選挙人について支部正会員による選挙を実施し、本部から提示された代議員の定数をもって代議員とする。

(支部役員候補並びに理事候補、代議員の選挙実施方法)

9. 1)支部長候補者選挙、支部幹事候補者選挙、支部監事候補者選挙、理事候補者選挙ならびに代議員選挙は、投票で行う。

2)それぞれの選挙について各被選挙人名簿(五十音順に被選挙人の氏名、所属、コード番号を記載)に記載された被選挙人の中から、支部長候補者は1名を、支部幹事候補者は10名以内を、支部監事候補者は1名を、理事候補者は6名以内を、代議員は8名以内を選んで、投票する。

3)各選挙について同票の場合には、以下の順で候補者を決定する。

① 継続した本学会の正会員歴の長いもの。

② ①が同じ条件の者が複数の時には、所属地域および団体、研究分野等のバランスを考慮して決定する。

(選出候補者の決定方法について)

10. 1)最初に支部長候補者と代議員を選出する。

2)前項の結果について、支部臨時総会において承認を得た後に、選出された者に対しては、選挙管理委員会が就任期間および任務の内容等を示し、就任を依頼する。辞退の場合には次点者を順次繰り上げる。

3)会長、副会長、監事が決定した後、理事候補者、支部監事候補者および支部幹事候補者を選出する。

4)前項の結果について、支部臨時総会において承認を得る。その後、支部監事候補者および支部幹事候補者に選出された者に対して選挙管理委員会が就任期間および任務の内容等を示し、就任を依頼する。辞退の場合には次点者を順次繰り上げる。

5)支部長候補者は、理事候補者の1人として代議員による理事選挙において承認を得る。承認されない場合には、次点者を繰り上げる。

(報告)

11.1)代議員の選出結果は、選挙年度の12月末日までに、理事候補者の選挙結果は、会長・副会長・監事選出後に日本家政学会役員選挙管理委員会委員長に報告する。(一般社団法人日本家政学会代議員及び理事候補者選出規程第6条)

(支部選挙管理委員会)

12.1)支部長、支部役員候補、理事候補者、代議員の選挙の実施のために、支部選挙管理委員会をおく。

2)支部選挙管理委員会は、支部役員会から選出された6名の役員で構成する。支部長は、選挙管理委員会委員長を兼務し、委員5名を指名する。

3)支部選挙管理委員会は、選挙人、被選挙人の確定、候補者名簿の作成、選挙実施の案内配信および開票など選挙に関するすべての事務を管理する。

(申し合わせの変更)

13.本申し合わせの変更は支部役員会の議を経て、支部総会の承認を得なければならない。

付記

施行 平成12年1月29日

改正 平成15年4月19日

改正 平成16年4月17日

改正 平成19年4月21日

改正 平成23年4月16日

改正 平成25年4月27日

改正 平成7年4月26日

改正 令和7年9月19日